

静岡県水産・海洋技術研究所
浜名湖分場体験学習施設
指定管理者募集要項

令和7年9月

静岡県経済産業部水産・海洋局
静岡県水産・海洋技術研究所

目 次

第1 募集要項	1
1 施設の概要	
2 指定管理者が行う業務の範囲	
3 指定期間	
4 利用料金	
5 指定管理料	
6 自主事業に関する事項	
7 災害等の発生に関する事項	
8 リスク管理、責任分担、その他の特殊事情及び保険加入に関する事項	
9 キャッシュレス決済業務	
10 ネーミングライツの導入について	
11 申請に関する事項	
12 募集要項の配布	
13 現地説明会	
14 体験学習施設の指定管理者選考に関する質問	
15 申請の手続き	
16 指定管理者の候補者の選考等	
17 協定の締結	
18 事業の継続が困難になった場合における措置	
19 業務の引受け・引継ぎについて	
20 外部評価、モニタリング等の実施	
21 期間評価の次期指定管理者選考への反映について	
22 その他管理運営に当たっての注意事項	
23 問い合わせ先及び申請書類提出先	
第2 書類様式	13
1 指定管理者指定申請書（別記様式）	
2 現地説明会参加申込書（様式1）	
3 質問書（様式2）	
4 グループ申請構成書・委任状（様式3）	
5 事業計画書（様式4）	
6 団体の概要（様式5）	
7 欠格事項に該当しない旨の申出書（様式6）	
第3 業務仕様書	25
1 仕 様 書	
2 図 面（別図1、2）	
3 物品一覧（仕様書第10関係）	
参考	35
1 静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第51号）	
2 静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年規則第114号）	
3 体験学習施設の利用状況	

静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設指定管理者募集要項

静岡県では平成12年8月に開館した静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設（以下「体験学習施設」という。）の管理者について、平成15年6月の地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正趣旨を踏まえ、平成17年度から指定管理者制度を導入しています。

この指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、地方自治体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができるもので、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

このたび、令和7年度末をもって、現在の指定期間が満了となることから、体験学習施設の設置目的である水産資源、自然環境等に親しむ機会の提供を通じて、浜名湖に対する理解を深めるための拠点施設として、その効果を十分に発揮できるよう、地方自治法第244条の2第3項及び静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第51号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり体験学習施設の管理運営を行う指定管理者を募集します。

1 施設の概要

- (1) 名 称 静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設（愛称「ウォット」）
- (2) 所在地 〒431-0214 浜松市中央区舞阪町弁天島 5005-3
- (3) 開館日 平成12年8月21日
- (4) 面積等 本施設は静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場（以下「浜名湖分場」という。）内の1施設であり、体験学習施設の面積等は以下のとおり。

施設名称	面積 (㎡)	備考
展示棟	建築面積 755.1 ㎡	
中庭	約 850 ㎡	
エントランス	約 658 ㎡	

※参考 浜名湖分場 土地 13,431.69 ㎡

建物（本館・展示棟）鉄筋コンクリート造2階 建築面積 1,496.05 ㎡（延面積 1,984.04 ㎡）

- (5) 目 的 水産資源、自然環境等に親しむ機会の提供を通じて、浜名湖に対する理解を深めることを目的として設置

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体験学習施設の維持管理に関すること。
- (2) 体験学習施設を県民の利用に供すること。
- (3) 利用料金の徴収を行うこと。
- (4) 水産資源、自然環境等に親しむ機会の提供を通じて、浜名湖に対する理解を深めるための学習会の企画及びその実施に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、水産資源、自然環境等に親しむ機会の提供を通じて、浜名湖に対する理解を深めるために必要な事業を行うこと。

※詳細については別添「静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

ただし、県議会の議決を経て指定の確定をします。ただし、管理を継続することが適当でないと県が認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は管理の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

4 利用料金

体験学習施設の管理運営に当たっては、地方自治法第244条の2の規定に基づく利用料金制度を導入します。

利用料金は、条例に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、利用料金を定め、指定管理者が直接収入として収受することができます。

なお、条例等に基づく基準に該当する場合は、利用料金を減免しなければなりません。

5 指定管理料

指定管理者は、利用料金収入のほか、県が指定管理者に支払う指定管理料をもって体験学習施設の管理運営に必要な経費を賄うこととします。

県は、体験学習施設の管理運営に必要な経費として、事業計画書において提示のあった金額を基に、予算の範囲内で年度ごとの指定管理料を支払います。

この場合の指定管理料の額や支払時期、方法等の条件については、県議会議決後に県と指定管理者の間で協議のうえ決定し、年度ごとの協定書で定めます。

なお、年度ごとの指定管理料の上限額は、20,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

6 自主事業に関する事項

「自主事業」とは、利用料金以外の料金を利用者から徴収し、又は物販の売上金を得ることを目的として行われるイベント、物販その他の事業です。

自主事業を行う場合には、条例の設置目的に反しない範囲で行うものとし、あらかじめ県と協議し、承認を受けるものとします。

7 災害等の発生に関する事項

県は地震等による災害等の発生に備え、浜松市と津波避難施設使用協定書を締結しており、体験学習施設のうち展望デッキ部分（約80㎡）について、施設利用者のほか近隣施設利用者や地域住民のための一次津波避難施設（津波避難ビル）となっております。また、浜松市が避難訓練の会場として体験学習施設を使用する場合は、県は当該協定に基づき許可をすることとしております。なお、当該協定に基づく使用にあたっての原状回復義務や、施設の使用による費用負担については、原則、浜松市の責任としております。

次に、災害発生時等の対応では、県民の安全確保のため、あるいは体験学習施設を災害救援支援施設として使用させる必要があると県が認めたときなどについて、体験学習施設を閉館し、県の管理下に置くことができることとしております。

8 リスク管理、責任分担、その他特殊事情及び保険加入に関する事項

(1) リスク管理、責任分担について
原則として次のとおりとします。

項目	内容等	県	指定管理者
1 施設、設備等の損傷に対する修繕	管理運営上の瑕疵による施設、設備等の損傷（指定管理者設置の設備等の瑕疵によるものを含む。）		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの（1件当たりの所要額が概ね30万円未満のもの）		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大規模なもの（1件当たりの所要額が概ね30万円を超えるもの）	○	
	施設、設備等の瑕疵による損傷等（指定管理者設置のものは除く。）	○	
2 利用者、第三者への損害賠償	管理運営上の瑕疵による利用者等への損害賠償（指定管理者が設置した設備等の瑕疵によるものを含む。）		○
	施設、設備等の瑕疵による利用者等への損害賠償（指定管理者設置のものは除く。）	○	
3 不可抗力への対応	自然災害等、県、指定管理者のいずれについてもその責めに帰さない不可抗力に起因する施設修繕、事業中断による経費増	○	
4 法令変更	指定管理者の管理運営業務に関する法令変更		○
5 税制変更、経済変動	税制変更による納税額の増加、物価変動、金利変動による経費等の増加。ただし、変動が著しい場合は別途協議する。		○
6 政治、行政的理由による事業内容の変更等による運営経費の増	政治、行政上の理由（知事交代、県の施策方針の変更等）により管理業務の継続に支障が生じた場合、又は業務の変更を余儀なくされた場合における経費等の増加	○	
7 運営リスク	管理運営上の瑕疵による施設・設備等の利用休止（指定管理者が設置した設備等の瑕疵による利用休止を含む。）		○
	施設・設備等の瑕疵による利用休止（指定管理者設置のものは除く。）	○	
8 情報管理	管理運営上の瑕疵による情報漏えい		○
9 周辺住民・施設利用者への対応	施設の管理運営に対する周辺住民及び施設利用者からの要望・苦情への対応		○
10 事業終了時の対応	指定管理期間終了時又は期間途中での終了時の事業者撤収、原状回復及び引継ぎに係る費用及び管理に必要な物品、書類等の引き渡し		○

本表に定める事項で疑義があるもの、又は本表に定めのないものについては、別途、県と指定管理者が協議の上、決定するものとします。

(2) その他特殊事情

体験学習施設の利用者用駐車場については、隣接する浜松市渚園駐車場を利用（有料）い

ただいており、自己で所有・管理している利用者用駐車場はありません。

(3) 保険加入について

「施設の特性を踏まえて保険に加入するだけのリスク管理が必要か否か」、「どのようなリスクに対応する保険が必要なのか」を検討のうえ、必要な保険に指定管理者が加入してください。特に野外における体験学習を行う際の傷害保険には必ず加入するようにしてください。また、指定管理者が加入する賠償責任保険の契約内容について、最低限の基準は下記のとおりとします。この場合、賠償責任保険に加入する際には被保険者に「静岡県」も加え、県が法律上の賠償責任を負担する事故等による損害に対し、保険金が支払われるようにしてください。

- ・施設所有管理者賠償責任保険（対人1人1億円、対物1事故1億円）
- ・昇降機（対人1億円、対物1億円）・漏水（対物 3千万）特約付き）

9 キャッシュレス決済業務

決済手段は、キャッシュレス対応のため、クレジットカード、電子マネー及びQRコードによる支払いを可能としてください。なお、業務実施にかかる費用は指定管理者負担になります。

10 ネーミングライツの導入について

ネーミングライツを導入した場合、県とネーミングライツパートナーとの契約に基づき、看板やホームページ、チラシ等に愛称を表示するため、指定管理者も愛称を使用してください。

11 申請に関する事項

(1) 申請資格

- ア 法人その他の団体(以下「団体」という。)(個人での申請はできません。)
- イ 複数の団体により構成されるグループ(以下「グループ」という。)
- (ア) グループの場合は代表となる団体を定めてください。他の団体は構成団体とします。
- (イ) 単独で申請する団体は、グループの構成団体となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成団体となることもできません。

(2) 申請者の制限

次のいずれかに該当する団体は、申請者となることはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 静岡県から指名停止措置を受けている者
- ウ 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- オ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）
- カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立て（同

法附則第3条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法の規定に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）

ク 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者

ケ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第33条第1項に定める再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）

コ 指定管理者選定委員会委員と資本面で関連がある者

(3) 指定管理者の選考の除外等

指定管理者申請書を提出した団体が、次のいずれかに該当する場合は、指定管理者候補者の選考の対象から除外します。

- ア 指定管理者申請書及び添付書類の記載内容に虚偽又は不正があったとき。
- イ 選考委員会の委員に個別に接触したとき。
- ウ 複数の事業計画書を提出したとき。
- エ 申請書提出後に事業計画書の内容を変更したとき。
- オ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- カ 県が支払う指定管理料について、上限額を超える提示をしたとき。
- キ その他、指定管理者の指定申請等に関して不正な行為があったと県が認めたとき。

12 募集要項の配布

(1) 配布場所

- ア 静岡県水産・海洋技術研究所
〒425-0032 焼津市鰯ヶ島 136-24
電話 054-627-1815 FAX 054-627-3084
- イ 静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場
〒431-0214 浜松市中央区舞阪町弁天島 5005-3
電話 053-592-0139 FAX 053-592-0906

(2) 配布の期間

日 時 令和7年9月8日(月)～令和7年9月30日(火)（土・日・休祝日を除く）

時 間 午前9時30分～午後5時（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

※なお、この募集要項は静岡県ホームページからのダウンロードもできますので、ぜひ御利用ください。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/gyoseikaikaku/shiteikanri/1066717/1067652.html>)

13 現地説明会

- (1) 場 所：水産・海洋技術研究所浜名湖分場研修室
- (2) 日 時：令和7年9月16日(火) 午後1時30分～午後3時30分
- (3) 参加人数：申し込みをしようとする1団体につき2名以内とします。
- (4) 申込方法：現地説明会参加申込書(様式1)に必要事項を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで「23 問い合わせ先及び申請書類提出先」へ9月12日(金) 午後5時までにお申し込みください。

※なお、この現地説明会に参加しなくても指定管理者選考の申請はできますが、その場合、現地説明会で説明した事項についてはすべて承諾したものとみなしますので、あらかじめ御承知ください。

14 体験学習施設の指定管理者選考に関する質問

原則として次の期間及び方法のみ受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年9月16日(火)から令和7年9月18日(木)まで(必着)
- (2) 受付方法 質問書(様式2)に質問事項を記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで「23 問い合わせ先及び申請書類提出先」へ提出してください。
- (3) 回答方法 質問者には、電子メール又はファクシミリにて回答します(質問の際には回答先を忘れずに記入してください。)
- (4) 回答の公表 質問に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものと県が認めたものを除き、他の申請者にも回答内容を提供するとともに、県のホームページで公表する予定です。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/gyoseikaikaku/shiteikanri/1066717/1067652.html>)

15 申請の手続き

指定管理者の指定を受けようとする者は、次の事項に従い申請書類を提出してください。

申請に関して必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

なお、県が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書(別記様式)
- イ グループ申請構成書(様式3)…グループで申請する場合のみ
- ウ 事業計画書(様式4)
- エ 事業者に関する各種書類…グループで申請する場合は構成団体ごとに提出すること
 - (ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (イ) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
 - (ウ) 印鑑証明書(グループ申請の場合)

- (エ) 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類(様式5)
- (オ) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (カ) 直近2事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類
- (キ) 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書
- (ク) グループ協定書の写し(グループ申請の場合。様式任意)
- (ケ) 委任状(グループ申請の場合。様式3)
※各種証明書は、申請日前3ヶ月以内に交付されたものに限る。
- (コ) 過去において体験学習施設と類似業務の経験がある場合は、契約書等の写し及び実績がわかる書類(検査合格通知書の写し、評価関係資料等)
- (サ) 欠格事項に該当しない旨の申出書(様式6)

オ 提出書類作成上の注意事項

- (ア) 言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める計量単位とします。
- (イ) 規格はA4判とし、中央下にページ数を表記してください。

(2) 提出部数

11部(正本1部、副本10部)

正本、副本とも目次を付け、2穴綴じファイルに綴ってください。

(3) 提出先

「23 問い合わせ先及び申請書類提出先」を参照してください。

(4) 提出期間

令和7年9月24日(水)から令和7年10月3日(金)まで(必着)

(5) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は「書留」としてください。)

また、持参する場合は、午前9時から午後5時までとします(土・日・休祝日を除く。ただし、正午から午後1時までの間を除く。)

(6) 申請書類の取扱い

ア 著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な場合その他県が必要と認める場合、県は、指定管理者候補者の申請書類の一部又は全部を無償で使用でき、また、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な範囲で、その他の申請者の申請書類の一部を無償で利用できるものとします。

また、提出された書類は、静岡県情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き公開されることがあります。

イ 特許権等

申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

エ 返却

申請書類は一切返却しません。

オ 申請の辞退

申請書類の受理後に辞退する場合は、提出期限までに辞退届（任意様式）を提出してください。提出期限後の辞退は認めないものとします。

カ グループ申請の取扱い

グループ申請の場合、代表団体及び構成団体の変更は認めないものとします。

16 指定管理者の候補者の選考等

(1) 選考方法

指定管理者選考委員会において、申請書類の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの結果により審査し、指定管理者の候補者を選考します。申請者は県が別途指定する日にプレゼンテーション及びヒアリングを受けていただきます。

(2) 指定管理者選考委員会

選考委員は次のとおりです。

氏 名	所属・役職
長谷川 勝 治	元静岡県立焼津水産高等学校校長 (元日本大学生物資源科学部非常勤講師)
寺 田 久美子	「舞阪の自然を守る会」事務局長
土 屋 考 司	伊豆・三津シーパラダイス飼育長
河 合 一 徳	浜松市中央区舞阪支所長
高 橋 良 和	静岡県西部地域局長

(3) 選考基準

次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に体験学習施設の管理を行うことができると認められるものを候補者として選考し、県議会の議決を経て指定管理者を指定します。なお、今回の選考においては、下記 21 に記載している「期間評価結果の次期指定管理者選定への反映について」を採用しております。

ア 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、体験学習施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(4) 審査項目

No	選考基準	審査の視点		配点
1	事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであるか。	a	体験学習施設に求められる役割を踏まえた管理運営方針	／18
		b	団体の組織及び目的について指定管理者として妥当性	
		c	県民の平等な利用が確保されている管理運営方針	

No	選考基準	審査の視点		配点
	(条例第 10 条第 1 号)	d	県民に対するサービスの向上を図る管理運営方針	
2	事業計画書の内容が、体験学習施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 (条例第 10 条第 2 号)	e	体験学習施設の設置目的、機能についての理解	／41
		f	企画事業を計画・実施する能力	
		g	その他利用者の確保のための方策	
		h	地域社会との協調性	
		i	目標とする利用者数計画の妥当性	
		j	指定管理料の提案額や収支計画の妥当性	
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであるか。 (条例第 10 条第 3 号)	k	過去における類似業務の経験	／41
		l	災害対応の危機管理体制の構築	
		m	事故防止の取組及び事故発生時の緊急管理体制の構築	
		n	利用者の個人情報保護及びクレームに対する体制の確保	
		o	指定管理業務の円滑な執行が可能な財務状況	
		p	職員数、配置、採用計画の妥当性	
		q	展示魚を継続的に飼育・展示・管理できる職務経験者の確保状況	
		r	職員の資質維持・向上	
合 計				／100

(5) 選考結果の通知及び公表

指定管理者選考委員会での候補者の選考結果に基づき、知事が指定管理者候補者として選定し、選考結果は、選考後速やかに申請者に書面で通知するとともに公表します。

17 協定の締結

議会の議決を経て、指定管理者として指定し、その旨を告示します。県は、県議会の議決後、指定管理者として指定された団体と、業務を実施していく上で必要となる事項について協議を行い、これに基づいて協定を締結します。また、年度ごとの取り決めが必要となる事項については、年度協定によりその内容を明記します。

その際、指定管理者として指定された団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消し、提示金額の十分の一以上の額を違約金として徴収します。なお、この場合、選考結果が次順位であった申請者を指定管理者とし、協定を締結します。

18 事業の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理業務が困難になった場合又はその恐れが生じた場合には、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができますものとし、

指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことができますものとし、

- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定管理業務の継続が困難と認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。
- (3) 上記(1)又は(2)により、指定管理者の指定が取り消された場合には、指定管理者は、県に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難になった場合には、県と指定管理者とは、継続の可否について協議するものとします。
- (5) 上記(1)から(4)までに規定するもののほか、指定管理業務の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

19 業務の引受け・引継ぎについて

(1) 協定締結前の業務の引受け

指定管理者として選考された団体は、令和8年4月1日から指定管理業務を円滑に行えるよう現指定管理者からの業務の引受け及び習得を行うものとします。

特に地震等発生時の避難体制、施設内の事故防止及び発生時の対処方法、野外で実施する体験学習時の事故防止及び発生時の対処方法について、引受け及び習得を行うものとします。

また、指定期間開始前に申込みがあった令和8年4月1日以降の施設の利用については、原則として現指定管理者から引き受けるものとします。

なお、指定管理業務の開始日(令和8年4月1日)より前に業務の引受け等に要した費用は、すべて指定管理者として選考された団体の負担とします。

(2) 指定管理期間終了に当たっての引継ぎ

指定期間が終了したとき(継続して指定管理者に指定されたときを除く。)又は指定が取り消されたときには、施設を原状に回復して県に施設、備品及び必要な書類等を引き渡すとともに、次期の指定管理者又は県と十分に業務引継ぎを行うこととします。

ただし、原状回復について、県が必要ないと認めた場合にはこの限りではありません。

また、地震等発生時の避難体制、施設内の事故防止及び発生時の対処方法、野外で実施する体験学習時の事故防止及び発生時の対処方法について、引継ぎを行うこととします。

(3) 引受け・引継ぎの方法

引受け及び引継ぎを行うときには、現指定管理者と次期指定管理者の責任者の間で、面談のうえ行うこととします。

20 外部評価、モニタリング等の実施

(1) 評価委員会への出席

県は、事業実績報告書等に基づき、指定管理者の業務実施状況を確認するだけでなく、指定管理者が実施する業務が設置目的を達成しているか客観的に評価するため、外部有識者による評価委員会を設置し、年度評価及び期間評価を行い、その結果を公表します。指定管理者は実績報告書等を作成、提出のうえ、県が開催する評価委員会に出席し、委員の評価を受け、管理業務の改善に努めるものとします。

(2) 事業実施計画書・実績報告書の提出

毎年度ごとの管理業務の開始時及び終了時に、業務仕様書に定める事業実施計画書及び

実績報告書等を作成、提出するものとします。

(3) 利用者満足度調査の実施

管理業務の実施に当たり、利用者の声を業務の参考に資するため、利用者アンケート調査を実施し、結果を県に報告するものとします。

(4) その他、必要に応じて、県が調査し、又は県から管理運営状況についての報告書の提出を求めることがあります。

21 期間評価結果の次期指定管理者選定への反映について

県は指定管理者のモチベーションの向上と一層の経営努力の発揮を目的に、管理実績に対する評価（期間評価）の結果が優秀と認められる指定管理者を優遇する仕組みを設けております。

今回の選定を経て指定された指定管理者が、体験学習施設の次回指定管理者選定公募（令和12年度予定）に応募する場合、今回の指定管理期間における管理実績に対する評価の結果に応じて、次回選定時に加点を行います。

加点の基準は、概ね下表のとおりとします。

期間評価の結果	左記の目安	次回選定時における加点割合（上限）
管理実績が特に優秀	評価時総配点の90%以上	選定時総配点の10%以内
管理実績が優秀	評価時総配点の80%以上	選定時総配点の5%以内

22 その他管理運営に当たっての注意事項

(1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、県が必要と認めた場合については、業務の一部に限り、県の承認を受けて再委託することができます。

(2) 指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等、指定管理者として信用失墜行為が認められたとき。

(3) 指定管理候補者が指定後、何らかの事情で協定の締結を行わない場合には、提示金額の10分の1以上の額を違約金として徴収します。

なお、その場合には選考結果が次順位であった団体と協定を締結します。

(4) 指定管理者が施設内に、来場者の利便のための自動販売機等を設置する場合には、事前に県と協議することとし、県の規定により算出した使用料等を支払っていただきます。

(5) 地方自治法をはじめとする関係法令等を遵守し、コンプライアンスの実践に取り組むとともに、静岡県総合計画を反映させる等各種行政目的を踏まえた運営を行ってください。

(6) 指定管理者は、静岡県個人情報保護条例の適用を受けますので、管理運営上知り得た個人情報適切に保護する義務が発生します。個人情報の適切な取扱いの具体的な内容については、別途協定で定めることになります。

(7) 指定管理者は、静岡県情報公開条例の趣旨に基づき、管理業務に関して保有する情報について、情報公開が推進されるよう努めなければなりません。

(8) 委託範囲内の県所有備品は、指定管理者に無償で貸与します。

(9) 業務の実施に当たり、静岡県監査委員会による監査を実施する場合があります。その際、指定管理業務だけでなく指定管理者が処理している出納関連事務もすべて対象となります。

23 問い合わせ先及び申請書類提出先

静岡県水産・海洋技術研究所

〒425-0032 焼津市鰯ヶ島 136-24

電話：054-627-1815

FAX：054-627-3084

Eメール：suigi-soumu@pref.shizuoka.lg.jp

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名



静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の管理に関する業務を行いたいのので、
静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例第9条第1
項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の
写し
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

(様式1) (用紙 日本工業規格A4縦型)

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

静岡県水産・海洋技術研究所長 様

所在地
名称等
代表者氏名

静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設における指定管理者の募集に係る現地説明会に参加したいので、申し込みます。

参加者の職氏名

職 名	氏 名	連 絡 先
		電話番号 FAX 番号
		電話番号 FAX 番号

(様式2) (用紙 日本工業規格A4縦型)

質 問 書

令和 年 月 日

静岡県水産・海洋技術研究所長 様

所 在 地
名 称 等
代表者氏名

静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設における指定管理者の募集について、次のとおり質問書を提出します。

1 質問事項

タイトル		
質問の内容		
箇所の特定	書類名	
	ページ・項目	

2 質問に対する回答先

団体名		
担当者職氏名		
連絡先	電 話	
	ファックス	
	電子メール	

※質問は、この用紙1枚につき1件とし、簡潔かつ具体的に記入してください。

(様式3)(表)(用紙 日本工業規格A4縦型)

グループ申請構成書

令和 年 月 日

静岡県水産・海洋技術研究所長 様

グループの名称等

静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設における指定管理者の募集について、次のとおりグループを組んで申請します。

構成員1 (代表となる団体)	所在地 名称等 代表者
----------------	-------------------

構成員2	所在地 名称等 代表者
------	-------------------

構成員3	所在地 名称等 代表者
------	-------------------

構成員4	所在地 名称等 代表者
------	-------------------

構成員5	所在地 名称等 代表者
------	-------------------

注1 この書類はグループによる申請を行う場合のみ提出すること。

2 グループの構成団体の数が5を上回る場合は、適宜必要事項を追加して調製すること。

3 裏面の委任状を必ず作成すること。

(様式3) (裏)

申請手続き等に関する委任状

構成員1 (代表となる団体)	所在地 名称等 代表者	印
構成員2	所在地 名称等 代表者	印
構成員3	所在地 名称等 代表者	印
構成員4	所在地 名称等 代表者	印
構成員5	所在地 名称等 代表者	印

私は、次の団体をグループの代表団体とし、静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設における指定管理者の申請手続き等に関して次の事項を委任します。

受任者

所在地
名称等
代表者



委任事項

- 1 指定管理者の指定の申請に関する件
- 2 申請書類の提出に関する件
- 3 申請の辞退に関する件
- 4 協定の締結に関する件
- 5 委託料の請求受領に関する件
- 6 契約に関する件

(様式4) (用紙 日本工業規格A4縦型)

事業計画書

団体名 _____

1 管理運営に対する考え方

(1) 指定管理者の指定に申請した理由
(2) 管理運営に対する基本方針
(3) 管理経費削減への取組方
(4) 利用料金設定の考え方
(5) 地域社会への貢献の方法
(6) 災害対応の危機管理体制
・ 災害対応の危機管理体制や地震等災害発生時の対応及び防災対策
・ 野外で実施する体験学習時などの事故防止及び事故発生時の対処方法

2 管理組織体制

団体名

(1) 管理組織の考え方
(2) 管理組織図
※管理運営体制・指揮命令系統を図示してください。
(3) 職員の配置計画
(4) 職員の採用計画
(5) 職員の育成及び研修計画

3 利用者サービスの向上

団体名

(1) 自主企画事業の計画
※年間スケジュールを添付してください。
(2) 利用者増に向けた方策
(3) サービス向上への取組
(4) 利用者からの苦情等トラブルへの対応

4 収支計画

団体名

(1) 収入

(単位：千円)

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	摘要
県が支払う指定管理料						
利 用 料 金 収 入						
自 主 事 業 収 入						
そ の 他 の 収 入						
収 入 合 計 (A)						

(2) 支出

(単位：千円)

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	摘要
人件費	給 与 手 当					
	法定福利費					
旅 費	旅費交通費					
	会 議 費					
需用費	修 繕 費					
	消 耗 品 費					
	新聞図書費					
	印 刷 経 費					
役務費	福利厚生費					
	通信運搬費					
	保 険 料					
	広告宣伝費					
委託料	外注(委託)費					
使用及び 賃借料	賃 借 料					
	車両関係費					
雑 費	雑 費					
	公 課 費					
支 出 合 計 (B)						

(3) 収支

(単位：千円)

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	摘要
収 支 (A - B)						

注ア 支出項目には管理に要する費目を適宜記載してください。

イ 各項目の積算内訳を添付してください。(様式任意)

5 人員一覧

団体名

役職	分掌	資格・能力・実績等	雇用形態				年齢層	1 週間の勤務時間	備考
			常 勤	パート	委 託	その他			

注ア 役職については、当施設を管理運営するうえで必要と思われる役職（館長、館長補、スタッフ等）を記入すること

イ 資格・能力・実績等は、実際に配置する予定職員を想定して記入すること。

ウ 雇用形態は、該当する欄に○を記入すること。その他の場合はその内容を記入すること。

エ 常勤職員とは、週 40 時間程度勤務し、1 年以上にわたり雇用する職員を指す。

オ 年齢層は 20 代、30 代など概ねの目安を記入すること。

カ 現地勤務以外に本社等に施設管理にかかる人員をおく場合も記入すること。また、その場合は備考欄にその旨を明記すること。

(様式5) (用紙 日本工業規格A4縦型)

団 体 の 概 要

団体名 _____

法 人 又 は 団 体 名	
代 表 者 職 氏 名	
主たる事務所の所在地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
設 立 年 月 日	
設 立 の 趣 旨 ・ 目 的	
団 体 の 組 織	
沿 革	
事 業 の 概 要 等	

注 団体の概要のわかるパンフレット、資料がある場合は添付してください。

類似施設の管理運営実績

施設名	所在地	施設の用途・内容等	主な業務内容	管理運営期間	
				開始	年 月 日
				終了	年 月 日
				開始	年 月 日
				終了	年 月 日
				開始	年 月 日
				終了	年 月 日
				開始	年 月 日

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

欠格事由に該当しない旨の申出書

私（グループ申請にあつては、その構成員を含む。）は、募集要項 10 申請に関する事項（2）申請者の制限に記載する各号のいずれにも該当しないことを申し出ます。

また、今回の指定管理者指定申請書提出後に、上記、募集要項 10 申請に関する事項（2）申請者の制限に該当すると認められた場合は、指定の取り消し、又は協定を締結しないこととされても異存はありません。

申請者（代表となる団体）	所在地 名称等 代表者	印
--------------	-------------------	---

構成員 1	所在地 名称等 代表者	印
-------	-------------------	---

構成員 2	所在地 名称等 代表者	印
-------	-------------------	---

注 1 グループの構成団体の数が 2 を上回る場合は、適宜必要事項を追加して調製すること。

静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設管理業務仕様書

第1 趣旨

この仕様書は、静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設（以下「体験学習施設」という。）の指定管理者が行う業務について、その内容や履行方法等、必要な事項を定めるものとする。

第2 体験学習施設の管理に関する基本的な考え方

体験学習施設の管理運営を行うに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 水産資源、自然環境等に親しむ機会の提供を通じて、浜名湖に対する理解を深めることを主たる目的として、効率的かつ経済的な管理・運営を行う。
- (2) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例（平成 12 年条例第 51 号）をはじめとする法令等を遵守し、コンプライアンスの実践に取り組む。
- (3) 県有施設として、静岡県総合計画を反映させる等各種行政目的を踏まえ、県と連携を図った運営を行う。
- (4) 県民をはじめ、利用者、水産関係者の意見を広く取り入れ、県民の平等な利用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上を図る。

また、利用者の安全確保については十分に配慮する。

第3 管理を行う施設の概要

- (1) 名 称：静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設（愛称「ウォット」）
- (2) 場 所：浜松市中央区舞阪町弁天島 5005-1
- (3) 面 積：展示施設建築面積 755.1 m²
中庭 約 850 m² エントランス 約 658 m²

第4 開館時間及び休館日

- (1) 開館時間：午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（入館は午後 4 時まで）
- (2) 休 館 日：①月曜日（その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の同法に規定する休日でない日）
②12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) そ の 他：指定管理者は、体験学習施設の修繕等、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受け、開館時間及び休館日を変更することができる。

第5 施設の機能

(1) 展示及び学習施設の提供

大水槽、ふれあい水槽外各種展示水槽、レイクシアター、ものしりコーナー（浜名湖の漁業、どこでもシアター）、タッチプール等

(2) 学習機会の提供

浜名湖に対する理解を深めるための学習会の開催等

第6 施設の範囲

管理すべき施設(委任施設)の範囲は次のとおりとする。

展示施設、濾過槽(大水槽用)、中庭、エントランス、オープンデッキ及び露地池の一部(2箇所)…別図1のとおり

第7 許可を得て使用できる施設の範囲

指定管理者は静岡県水産・海洋技術研究所長の許可を得て、次の施設を優先使用することができる。

開放実験室、倉庫機械棟倉庫の一部及びF R Pタンク棟の一部…別図2のとおり

第8 委任する管理業務の内容

(1) 業務を実施するに当たっての留意事項

- ①円滑な管理業務を行うために十分な能力を持つ職員を確保するとともに、必要な組織体制を整備すること。
- ②職員が管理業務の遂行に専念できる体制を整備すること。
- ③施設の管理業務は原則として常時2人以上の職員を配置し、そのうち1人は責任者として配置すること。
- ④管理業務の責任者には消防法に基づく防火管理講習の受講を修了した者を配置すること。

(2) 施設の維持管理業務

- ①展示棟、中庭、エントランスの日常保守及び維持管理(簡易清掃等含む。)
- ②委任施設範囲内の巡視及び保安
- ③委任施設範囲内の小修繕
- ④水槽設備の日常管理及び清掃
- ⑤自動ドア及びエレベーターの保守管理
- ⑥給排水施設、電気設備施設、空調施設等水産・海洋技術研究所浜名湖分場との共用部分における共同管理

(3) 施設の供用に関する業務

- ①見学者利用受付、見学日程の調整、利用団体打合せ等
- ②団体利用者への案内、説明等の対応
- ③災害発生時における来場者の避難誘導、関係機関への連絡及び2次災害等防止対策業務など災害対応
- ④展示魚の飼育管理
- ⑤展示物(パソコン本体及びソフトを含む)等の運営及び管理
- ⑥レイクシアターの運営及び管理
- ⑦説明資料の製作、文献・資料等の整備
- ⑧録画式防犯カメラの設置、運用等による防犯対策
- ⑨施設内で発生したトラブルへの対応

(4) 利用料金・指定管理料の収受など指定管理業務に係る経理関係業務

(5) 企画事業実施に関する業務

- ①パンフレット、ポスター等の製作、配布
- ②インターネットやマスコミ等を利用した対外広報活動

- ③「親子水産教室」や外部講師による講演会等の企画事業
- ④周辺教育施設、観光施設、漁業団体及び環境団体等との連携
- (6) その他必要な業務
 - ①自動体外式除細動器（AED）の設置及び保守管理
 - ②各年度ごとの事業計画書、事業報告書及び月次報告書等の提出
 - ③関係機関との連絡調整会議の実施
 - ④県との連絡調整その他施設の管理に必要な業務
 - ⑤指定管理期間全体における施設の利用実績や管理運営状況などの実績を記載した報告書（指定管理期間事業実績報告書）の提出
 - ⑥指定管理業務についての県の調査に係る報告

第9 利用料金の減免

- (1) 指定管理者は、下記の場合には利用料金を減免するものとする（利用料金の全額を減免）。
 - ①学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校であって大学を除いたものその他知事の定める教育施設をいう。）又は保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する施設をいう。）における教育活動等として体験学習施設を利用する児童、生徒等を引率する者
 - ②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその者に現に付き添って介護をしている者（障害のある人1人につき1人に限る。）
 - ③難病の患者に帯する医療等に関する法律第7条第4項に定める医療受給者証、又は指定難病の患者であることの証明書の交付を受けている者及びその者に現に付き添って介護をしている者（障害のある人1人につき1人に限る。）
 - ④70歳以上の者
- (2) 指定管理者は、下記の場合には利用料金を減免できるものとする。
 - ①「県民の日」（8月21日又は前後近辺の日1日）に利用する者（利用料金の全額を減免）。
 - ②「富士山の日」（2月23日又は前後近辺の日1日）に利用する者（利用料金の全額を減免）。
 - ③指定管理業務のうち指定管理者が主催する表彰式等への招待者及びその保護者（招待者が15歳未満の場合に限る。）（利用料金の全額を減免）。
- (3) 県は、上記に基づき指定管理者が利用料金を減免した場合、減免相当額の補填は行わない。

第10 物品の管理等

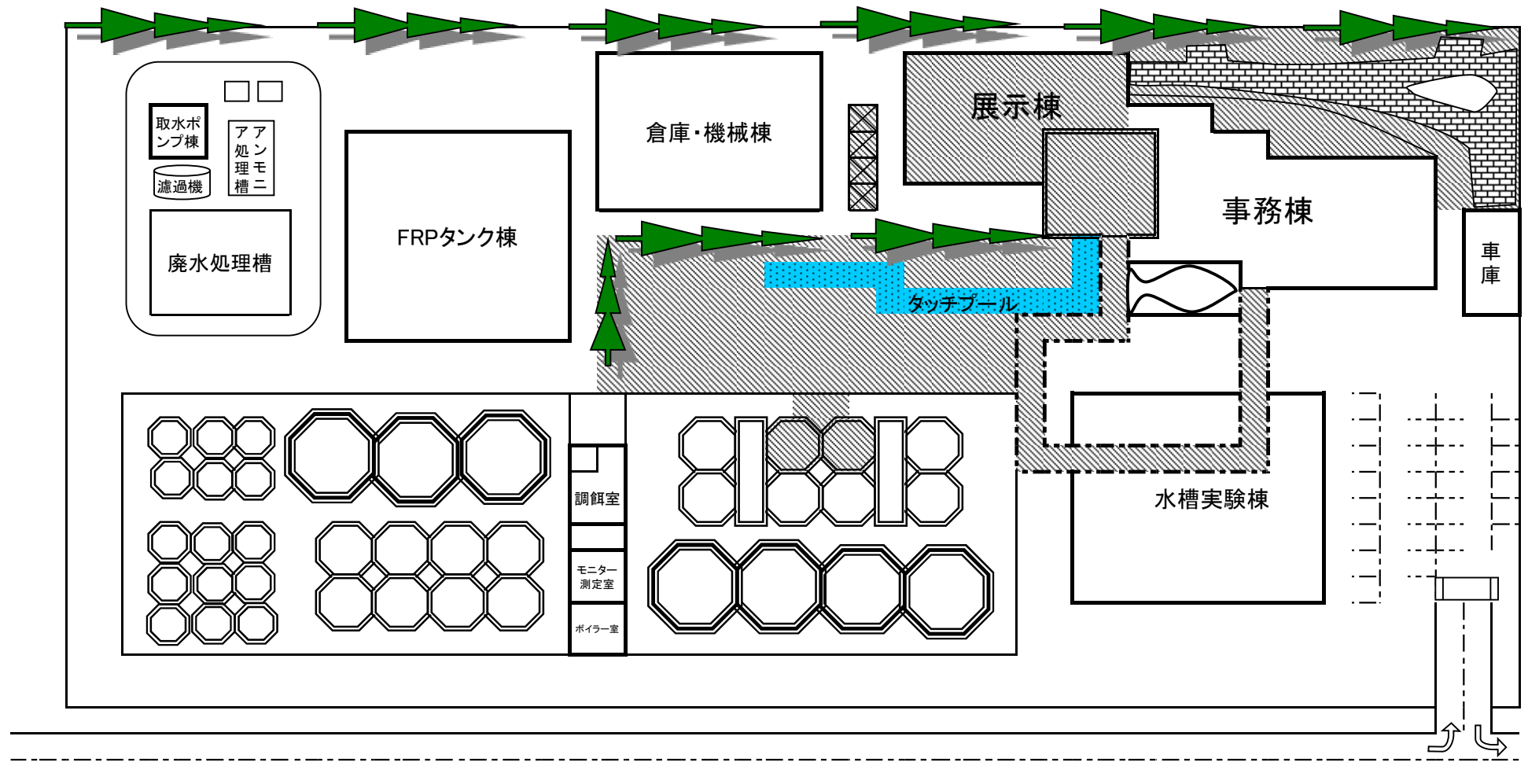
- (1) 指定管理者が指定管理料により物品を購入するときは、購入後の物品は県の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者が管理する県の所有する物品については、「静岡県財産規則」をはじめとする関係例規に基づいて管理を行うものとする。
- (3) 指定管理者は、県が定める物品管理の帳簿等を備え、その保管にかかる物品を整理し、取得及び処分の変動等について県に報告するものとする。
- (4) 指定管理者は、業務において使用する県所有物品のうち、重要物品（取得価格100万円以上のもの）について、取得及び処分等の変動の事実があったときには、遅滞なく県に報告するものとする。
- (5) 県があらかじめ用意する物品等は別途揭示する。

第11 その他の留意事項

- (1) 受託者の重大な過失により県又は第三者に損害を与えた場合は、直ちにその損害を被害者に賠償すること。
- (2) 指定管理者は、事故が発生した場合に備えて、必要な損害賠償責任保険に加入すること。保険に加入する際には、被保険者に「静岡県」も加え、県が法律上の賠償責任を負担する事故等による損害に対し、保険金が支払われるようにすること。
- (3) 指定管理者は、南海トラフ地震臨時情報、地震、津波、噴火その他風水害等一般災害における各種警報等が発せられた場合や事故、火災及び地震等が発生した場合などに備えて、緊急連絡網、応援要請先一覧、危機管理対応マニュアル等を作成し、危機管理体制を整備すること。また、野外において体験学習を実施する場合には、野外イベント対応マニュアルを整備すること。
- (4) 野外において体験学習事業を実施する場合には、参加募集に当たっては、県に対して事業内容や安全管理及び緊急対処措置について報告すること。
- (5) 指定管理者が体験学習施設の管理運営に係る各種施設の規程・要綱等を作成する場合には県と協議すること。
- (6) この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度県と指定管理者とで協議し、決定すること。
- (7) 指定管理期間終了若しくは指定の取り消し等により、指定管理者の交代が生じたときには、次期指定管理者へ円滑な業務の引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

別図1－1

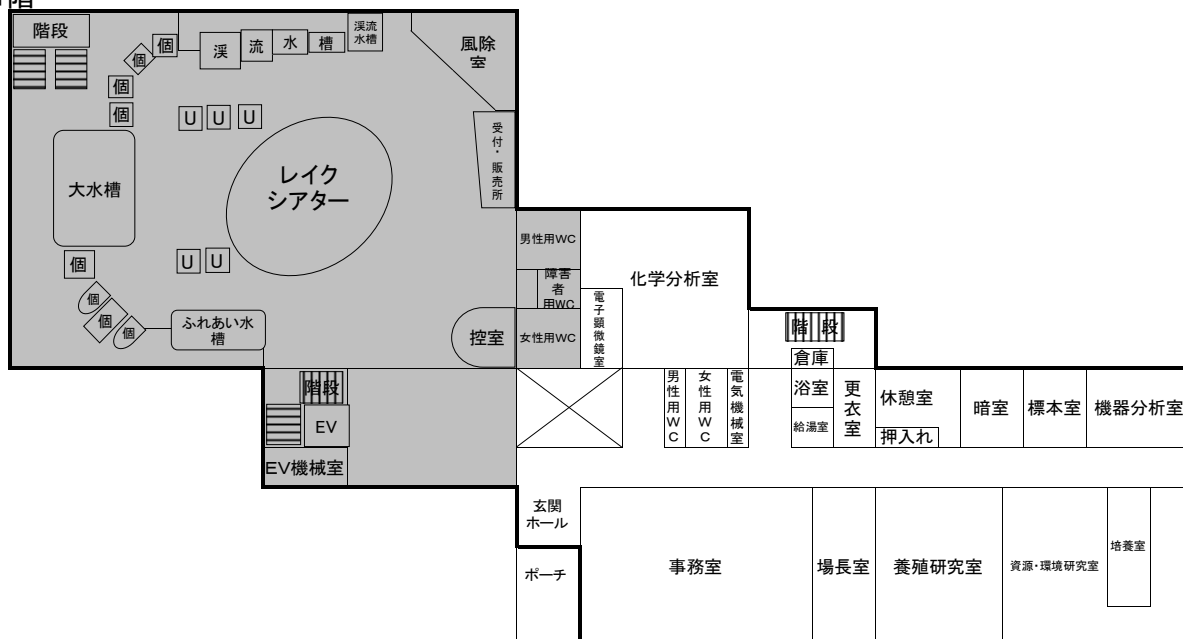
水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設における管理すべき施設の範囲1(敷地図)



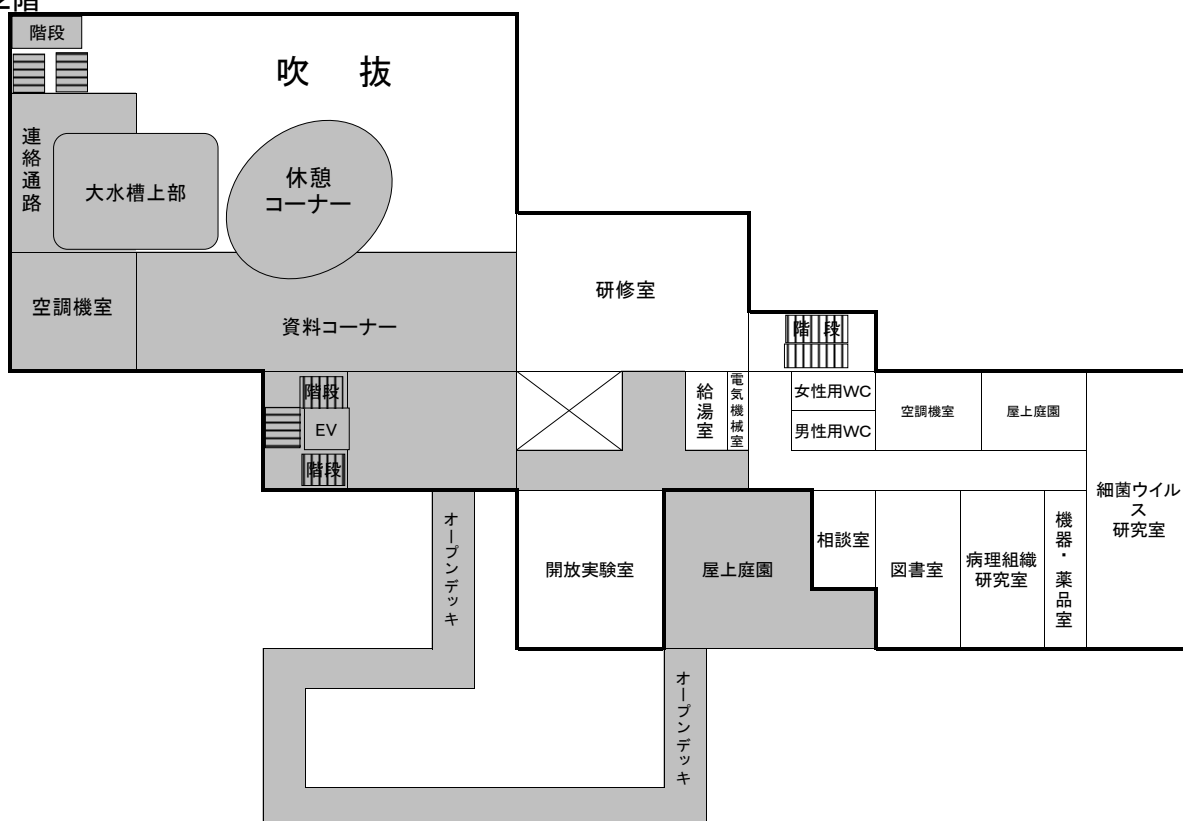
水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設における管理すべき施設の範囲2(建物図)

本館・展示棟

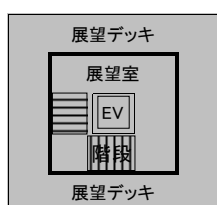
1階



2階



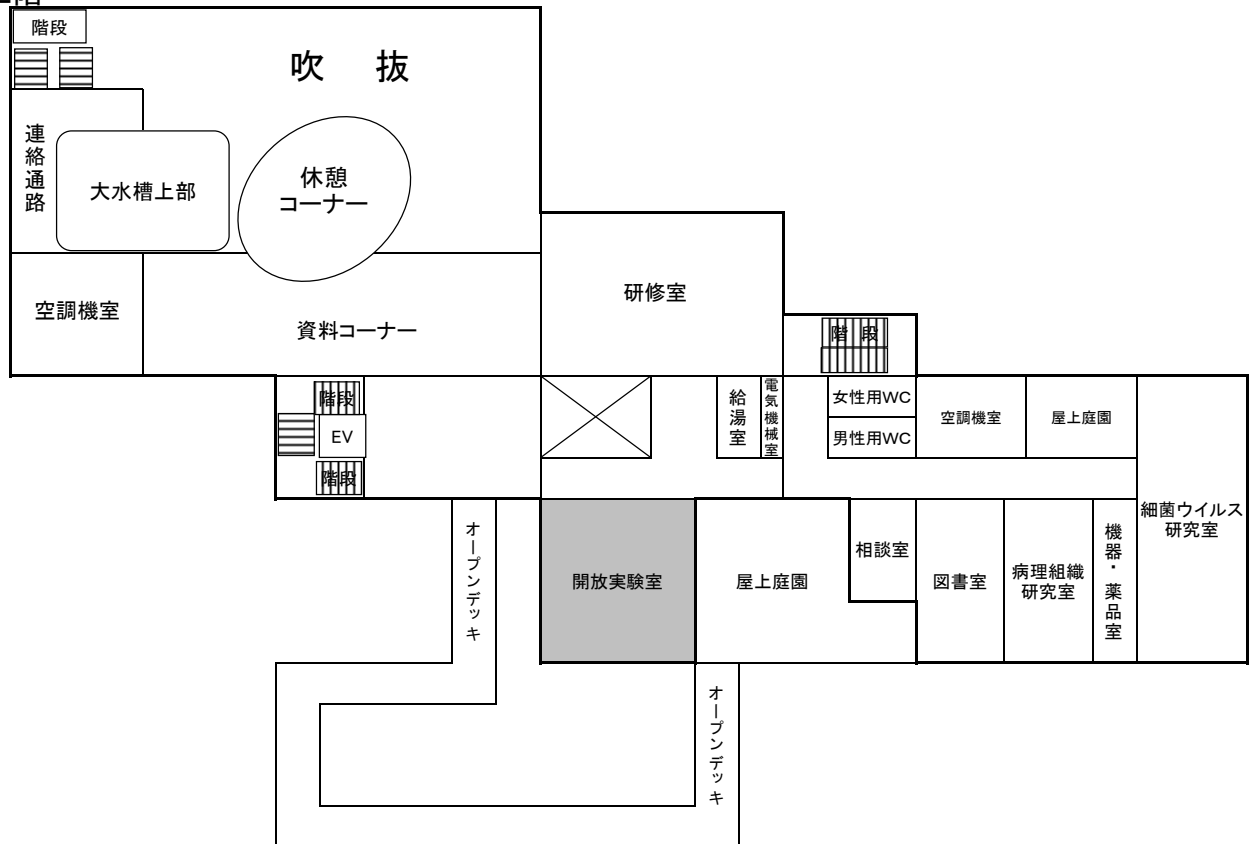
3階



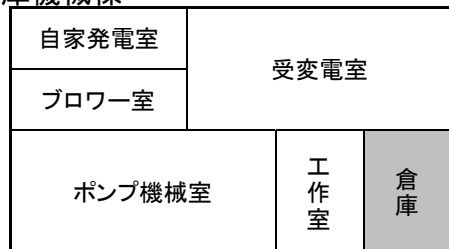
水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設における許可を得て優先使用できる施設の範囲

本館・展示棟

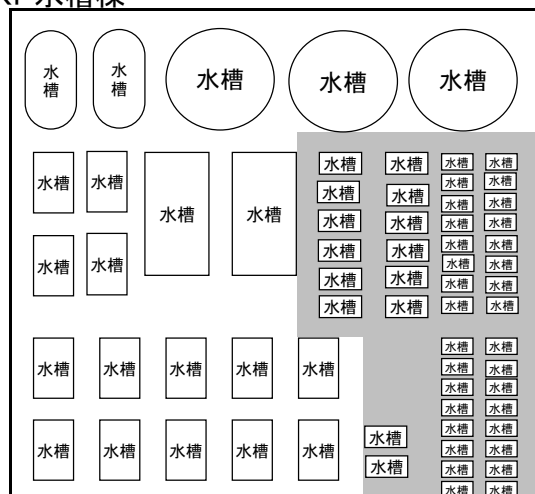
2階



倉庫機械棟



FRP水槽棟



貸付物品一覧

令和7年4月1日

	品名名称	規格名称	数量	設置場所
1	その他の水産用機器	ユニット水槽水温調整装置	1	倉庫
2	その他の水産用機器	ユニット水槽水温調整装置	1	1F ユニット水槽
3	その他の水産用機器	ユニット水槽水温調整装置	1	1F ユニット水槽
4	その他の水産用機器	ユニット水槽水温調整装置	1	1F ユニット水槽
5	その他の水産用機器	ユニット水槽水温調整装置	1	1F ユニット水槽
6	その他の水産用機器	ユニット水槽水温調整装置	1	1F ユニット水槽
7	たな	ディスプレイ用スタンド	1	2Fフロアー
8	冷温水器	ウォータークーラー(身体障害者対応)	1	1F 風除室
9	展示設備A ものしりコーナー(高)	スピーカーSONY SRP-S320	1対	2Fフロアー
		パーソナルコンピュータMicro ATXseries Logitec		2Fフロアー
		パワーアンプSONY 2CHANNEL POWER AMPLIFIER SRP-P50		2Fフロアー
		DVDプレーヤーPIONEER V-8000		2Fフロアー
		19型液晶モニターTOA C-LC192		2Fフロアー
		PIONEER WU-L161		2Fフロアー
1	展示設備B ものしりコーナー検索システム	タッチパネル・無停電電源装置・ブランケット	1	2Fバックヤード
11		タッチパネル・無停電電源装置・ブランケット	1	2Fバックヤード
12	展示設備C 潜水艦ゲーム	ビジネスパソコン(タッチパネル)	2	2Fバックヤード
13	展示設備D おさかなパズル	ビジネスパソコン(スリムタワー)	1	2Fフロアー
14		ビジネスパソコン(タッチパネル)	1	2Fフロアー
15	展示設備E ものしりコーナー(低)	パワーコントローラー Victor PS-P32-B	1対	2Fフロアー
		カラービデオモニターVictor		2Fフロアー
		システムコントローラー		2Fフロアー
		DVDプレイヤー Pioneer DVD-V8000		2Fフロアー
		スピーカー SONY SRP-S320		2Fフロアー
16	展示設備F どこでもシアターシステム	液晶モニター、DVDプレイヤー	1	2Fフロアー
17	展示設備G ドーマン校長の浜名湖学校 にゅうがくテストシステム	ディスプレイ、パソコン、プリンター	2	2Fバックヤード
		コントロールパソコン	1	2Fバックヤード
18	SMZ645-1(顕微鏡)	(株)ニコン	1	開放実験室棚下
19	SMZ645-1(顕微鏡)	(株)ニコン	1	開放実験室棚下
20	空気清浄機		1	大水槽開口部

貸付物品一覧

令和7年4月1日

	品名名称	規格名称	数量	設置場所
21	水中マイクロフォン		1	2Fバックヤード
	水中イヤフォン		1	2Fバックヤード
	マンティスフィン		4	大水槽開口部
	水中カメラ		1	2Fバックヤード
22	フルフェイスマスク		1	2Fバックヤード
23	潜水用コンプレッサー		1	大水槽開口部
24	ドライスーツ	黒	1	2Fバックヤード
25	ドライスーツ	ピンク	1	2Fバックヤード
26	ドライスーツ	黒	1	2Fバックヤード
27	小型紫外線オゾン発生装置		1	ふれあい水槽
28	育成用機器	アクリル水槽	1	FRPタンク棟
29	非接触型体表面温度測定システム		1	1F 風除室
30	パーソナルコンピューター(一式)	EPSON Endeavor AT998	1	2Fバックヤード
31	パーソナルコンピューター(一式)	EPSON Endeavor ST210E	1	2Fバックヤード
32	パーソナルコンピューター(一式)	EPSON Endeavor ST210E	1	2Fバックヤード
33	液晶モニター	IODATA	1	2Fバックヤード
34	液晶モニター	IODATA	1	2Fバックヤード
35	液晶モニター	IODATA	1	2Fバックヤード
36	無停電電源装置	OMRON	1	2Fバックヤード
37	無停電電源装置	OMRON	1	2Fバックヤード
38	Hub	Buffalo	1	2Fバックヤード
39	無線LANアクセントポイント	Buffalo	1	2Fバックヤード
40	AHDカメラ送受信機、電源		1	1F控え室
41	AHDドーム型カメラ		1	展望デッキ
42	AHDレコーダー		1	1F控え室
43	リサイクルベンチ	ミズシマ工業 RB5-SW	1	中庭
44	リサイクルベンチ	ミズシマ工業 RB5-SW	1	中庭
45	リサイクルベンチ	ミズシマ工業 RB5-SW	1	中庭
46	傘立て	アンブレストAR7	1	風除室
47	傘立て	アンブレストAR7	1	風除室
48	電話機	パナソニック 子機	1	控室
49	テーブル		1	控室

貸付物品一覧

令和7年4月1日

	品名名称	規格名称	数量	設置場所
50	キャビネット		1	控室
51	電話機	パナソニックTeish-V 親機	1	受付
52	60cm水槽		2	開放実験室
53	90cm水槽		1	開放実験室
54	クーラー	レイシー LX-110GX	1	開放実験室
55	クーラー	ゼンスイ ZR-130E	1	開放実験室
56	空気ポンプ		1	大水槽開口部
57	ダイビングホース		2	2Fバックヤード
58	ダイビングヘルメット		2	2Fバックヤード大水槽開口部
59	ウェイト		2	大水槽開口部
60	レッグウェイト		2	大水槽開口部
61	プラ船ジャンボ400	生簀	2	FRPタンク棟
62	プラ船ジャンボ180	生簀	1	FRPタンク棟
63	水中電話(本体)		1	1Fフロアー
64	授乳用椅子	エンジェルチェア	1	給湯室
65	掲示板		1	2Fフロアー
66	キャスター付棚		1	1Fフロアー
67	ゴミ箱		3	1Fフロアー
68	木製ベンチ		4	2Fフロアー
69	FRP水槽		44	FRPタンク棟

○静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例

平成12年7月25日

条例第51号

静岡県水産試験場浜名湖分場体験学習施設の設置、管理及び使用料に関する条例をここに公布する。

静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例

(題名改正〔平成19年条例6号・62号・令和2年6号〕)

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成19年条例6号・62号・令和2年6号〕)

(設置)

第2条 水産資源、自然環境等に親しむ機会の提供を通じて、浜名湖に対する理解を深めることを目的として、静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設（以下「体験学習施設」という。）を浜松市に設置する。

(一部改正〔平成16年条例47号・17年24号・19年6号・令和2年6号〕)

(施設)

第3条 体験学習施設に次に掲げる施設を置く。

- (1) 展示棟
- (2) 中庭
- (3) エントランス

(追加〔平成16年条例47号〕)

(事業)

第4条 体験学習施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 前条各号に掲げる施設を県民の利用に供すること。
- (2) 第2条に規定する目的を達成するための学習会の企画及びその実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第2条に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(追加〔平成16年条例47号〕)

(開館時間)

第5条 体験学習施設の開館時間は、午前9時から午後4時30分まで（入館時間は、午後4時まで）とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(追加〔平成16年条例47号〕)

(休館日)

第6条 体験学習施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の同法に規定する休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

（追加〔平成16年条例47号〕）

（利用の制限）

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) 体験学習施設の風紀若しくは秩序を乱し、又は施設若しくは設備を損傷するおそれのある者

(2) 体験学習施設の管理上支障があると認められる者

(3) 前2号に掲げる者のほか、体験学習施設の管理上必要な指示に従わない者

（追加〔平成16年条例47号〕）

（指定管理者による管理）

第8条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に体験学習施設の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の体験学習施設の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4条第1号に掲げる事業に関する業務のうち、次に掲げるもの

ア 第5条ただし書の規定による開館時間の変更

イ 第6条ただし書の規定による臨時の開館又は休館の決定

ウ 前条の規定による入館の禁止又は退館の命令

(2) 第4条第2号及び第3号に掲げる事業に関する業務

(3) 第3条各号に掲げる施設の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、体験学習施設の管理に関して知事が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号アの変更又は同号イの決定を行う場合には、知事の承認を受けなければならない。

（追加〔平成16年条例47号〕、一部改正〔平成19年条例62号〕）

（指定管理者の指定の申請）

第9条 前条第1項の規定による指定は、体験学習施設の管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

2 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

（追加〔平成16年条例47号〕、一部改正〔平成19年条例62号〕）

（指定管理者の指定）

第10条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に体験学習施設の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、体験学習施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(追加〔平成16年条例47号〕、一部改正〔平成19年条例62号〕)

(指定管理者の指定等の公示)

第11条 知事は、前条の規定により指定を行い、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(追加〔平成16年条例47号〕、一部改正〔平成19年条例62号〕)

(利用料金の納付)

第12条 体験学習施設を利用しようとする者は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用後に利用料金を納付することができる。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(追加〔平成19年条例62号〕)

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、知事が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(追加〔平成19年条例62号〕)

(利用料金の不還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、体験学習施設を利用する者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったと認めるときは、還付することができる。

(追加〔平成19年条例62号〕)

(指定管理者の事業報告)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(追加〔平成16年条例47号〕、一部改正〔平成19年条例62号〕)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成16年条例47号・19年62号〕)

附 則

- 1 この条例は、平成12年8月21日から施行する。

(一部改正〔平成19年条例62号〕)

- 2 知事は、新たに第8条第1項の規定による指定を行った場合において、当該指定に係る指定管理者が同条第2項に掲げる業務を開始する前においても、第12条第2項の規定による承認を行うことができる。

(追加〔平成19年条例62号〕)

附 則 (平成16年10月22日条例第47号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の静岡県水産試験場浜名湖分場体験学習施設の設置、管理及び使用料に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第12条から第14条までの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成17年3月25日条例第24号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 略
 - (2) 第2条、第5条、第6条、第9条、第11条、第14条、第15条、第18条及び第19条の規定並びに附則第3項の規定 平成17年7月1日

附 則 (平成17年3月25日条例第26号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月19日条例第62号)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第2項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則 (平成26年3月28日条例第33号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則 (平成31年3月26日条例第27号)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則（令和2年3月27日条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月22日条例第36号）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

別表（第12条関係）

（一部改正〔平成16年条例47号・19年62号・26年33号・31年27号・令和7年36号〕）

区分	利用料金
個人	400円
団体	1人につき 240円

備考

- 1 個人とは、満15歳以上の者であって、中学校及び高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者以外のものをいう。
- 2 団体とは、1に規定する個人が30人以上の集まりをいう。

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例(平成12年静岡県条例第51号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

第2条 条例第9条第2項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第9条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (4) 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- (5) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(利用料金の減免の基準)

第3条 条例第13条の規定による利用料金の減免は、次の各号のいずれかに該当する者が静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設(以下「体験学習施設」という。)を利用する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校であつて大学を除いたものその他知事の定める教育施設をいう。)又は保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する施設をいう。)における教育活動等として体験学習施設を利用する児童、生徒等を引率する者 利用料金の全額
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者(以下「障害者」という。) 利用料金の全額
- (3) 障害者が体験学習施設を利用するときに現に付き添って介護をしている者(障害者1人につき1人に限る。) 利用料金の全額
- (4) 70歳以上の者 利用料金の全額
- (5) その他指定管理者が特別の理由があると認める者 指定管理者が定める額

(事業報告書)

第4条 条例第15条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 体験学習施設の管理に関する業務(以下「業務」という。)の実施状況

- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 体験学習施設の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、体験学習施設の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成12年8月21日から施行する。

附 則(平成16年10月22日規則第53号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県水産試験場浜名湖分場体験学習施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の様式により提出されている申請書は、改正後の静岡県水産試験場浜名湖分場体験学習施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

附 則(平成17年3月7日規則第5号抄)

- 1 この規則は、不動産登記法(平成16年法律第123号)の施行の日(平成17年3月7日)から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第32号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県水産試験場浜名湖分場体験学習施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の様式により提出されている申請書は、改正後の静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

附 則(平成20年1月25日規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第41号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規則第4号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和2年3月27日規則第8号抄）
（施行期日）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

- 附 則（令和3年3月26日規則第5号抄）
- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
 - 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和7年3月27日規則第16号抄）
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

指定管理者指定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名 印

(代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

静岡県水産・水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の管理に関する業務を行いたいので、
静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例第9条第1項
の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の
写し
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

参考 水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の利用状況

1 年間入館者数の推移(令和7年7月31日現在)

(単位:人)

		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
4月	無料		3,541	2,711	2,510	1,539	2,232	3,234	2,381	2,692	2,627	2,461
	有料		3,342	1,974	1,925	1,428	1,977	2,316	2,305	1,932	1,990	1,836
5月	無料		4,384	4,070	3,222	3,332	3,360	3,730	3,886	5,249	5,211	4,497
	有料		3,579	3,072	2,120	3,341	3,224	2,912	2,776	4,632	4,413	3,176
6月	無料		2,565	2,883	3,090	2,638	2,287	2,574	3,789	2,714	2,714	2,558
	有料		2,632	2,442	2,137	1,911	1,628	2,099	2,844	2,329	2,201	2,125
7月	無料		3,916	3,555	3,899	3,244	3,273	4,112	4,633	5,567	4,249	3,802
	有料		3,070	2,415	2,974	2,845	2,846	3,213	3,895	4,367	3,519	3,065
8月	無料	35,681	8,439	7,056	9,180	6,532	9,043	7,880	10,928	11,497	9,065	8,210
	有料	1,643	5,393	5,310	6,969	4,925	5,644	5,964	6,737	8,180	6,960	7,063
9月	無料	8,048	3,957	3,827	2,940	3,241	4,448	3,770	4,789	3,487	3,999	3,650
	有料	10,742	3,023	3,185	2,498	3,456	3,492	2,746	4,087	2,830	3,172	2,778
10月	無料	8,010	3,894	3,464	3,694	2,753	4,426	4,176	4,291	4,319	3,088	3,650
	有料	8,216	2,025	1,645	1,550	2,164	2,495	1,835	2,036	2,265	1,784	2,027
11月	無料	5,665	2,992	2,871	3,499	2,311	3,370	2,865	3,299	4,060	2,896	2,502
	有料	4,633	1,856	1,281	1,991	1,294	1,982	1,790	1,985	2,385	1,780	1,363
12月	無料	1,902	1,014	1,298	1,247	1,047	1,114	1,199	1,348	1,353	876	1,112
	有料	1,677	854	798	791	794	927	1,069	1,380	1,020	808	980
1月	無料	3,081	1,664	1,327	1,358	1,625	1,519	1,877	2,542	1,679	1,519	1,498
	有料	3,269	1,535	1,320	1,214	1,511	1,623	1,910	2,804	1,622	1,496	1,463
2月	無料	4,178	1,595	1,619	1,734	2,194	1,494	2,283	2,613	2,060	2,163	1,995
	有料	3,415	1,673	1,576	1,590	1,643	1,332	1,874	2,540	1,590	1,571	1,490
3月	無料	4,832	2,788	2,562	2,368	2,664	2,890	2,978	3,348	2,799	3,121	2,260
	有料	3,983	2,172	2,135	1,973	2,444	2,253	2,469	2,676	2,443	2,171	1,840
計	無料	71,397	40,749	37,243	38,741	33,120	39,456	40,678	47,847	47,476	41,528	39,052
	有料	37,578	31,154	27,153	27,732	27,756	29,423	30,197	36,065	35,595	31,865	28,350
総数		108,975	71,903	64,396	66,473	60,876	68,879	70,875	83,912	83,071	73,393	67,402

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R01年度	R02年度	R03年度
4月	無料	3,020	3,168	3,202	2,476	3,404	2,556	4,242	4,031	5,249	536	3,865
	有料	2,180	2,707	2,555	2,024	2,652	2,144	3,087	3,413	4,324	445	3,524
5月	無料	4,856	4,450	3,657	3,578	5,078	3,743	5,117	5,391	6,936	0	5,612
	有料	4,187	3,556	2,798	2,684	3,865	3,215	4,233	4,469	6,123	0	5,503
6月	無料	3,047	2,933	3,164	3,501	3,224	2,646	3,183	5,020	5,498	3,241	3,327
	有料	2,521	2,425	2,011	2,594	2,306	2,016	2,738	3,671	4,252	3,535	3,499
7月	無料	4,719	6,165	5,733	4,867	5,123	4,486	5,436	6,132	6,720	4,363	6,853
	有料	4,004	3,887	3,436	3,300	3,240	3,563	4,728	5,663	5,393	4,632	6,715
8月	無料	9,149	11,158	10,699	10,567	10,397	8,496	12,495	13,606	13,385	6,405	7,187
	有料	7,063	7,386	7,103	7,231	6,913	6,076	9,448	10,672	11,219	6,331	6,890
9月	無料	2,779	4,766	4,460	4,133	4,853	3,333	3,442	5,436	5,645	5,915	0
	有料	2,727	3,370	2,792	2,525	3,078	2,984	3,227	4,503	4,892	5,477	0
10月	無料	3,004	3,808	4,643	4,380	3,965	3,673	4,247	4,619	4,337	4,833	5,750
	有料	1,825	1,577	1,866	1,653	1,875	2,308	2,912	2,960	3,443	3,482	5,218
11月	無料	2,331	2,979	3,583	3,986	2,544	2,356	3,632	3,223	3,894	4,368	5,806
	有料	1,630	1,508	1,572	1,919	1,952	1,794	2,165	2,197	2,884	3,198	3,980
12月	無料	1,120	1,151	1,913	1,748	1,415	1,940	1,667	2,523	2,976	2,038	3,510
	有料	1,022	1,041	1,280	1,163	1,224	1,551	1,425	2,097	2,327	1,969	3,251
1月	無料	1,715	1,874	2,170	2,122	2,010	2,151	2,717	2,796	3,443	2,337	3,053
	有料	1,480	1,744	1,654	1,584	1,736	2,056	2,563	2,906	3,386	2,399	3,231
2月	無料	1,656	2,100	3,063	3,182	2,140	2,266	3,099	3,140	3,887	2,992	2,476
	有料	1,357	1,765	1,708	1,905	1,727	1,969	2,698	2,569	3,082	3,215	2,920
3月	無料	3,614	2,988	3,668	2,987	2,758	4,197	4,065	5,569	2,485	4,166	4,499
	有料	2,839	2,491	2,778	2,380	2,130	3,215	2,968	4,479	2,192	3,958	3,989
計	無料	41,010	47,540	49,955	47,527	46,911	41,843	53,342	61,486	64,455	41,194	51,938
	有料	32,835	33,457	31,553	30,962	32,698	32,891	42,192	49,599	53,517	38,641	48,720
総数		73,845	80,997	81,508	78,489	79,609	74,734	95,534	111,085	117,972	79,835	100,658

		R04年度	R05年度	R06年度	R07年度							計
4月	無料	5,297	4,278	5,009	5,404							81,665
	有料	5,104	3,818	4,608	5,066							68,676
5月	無料	6,914	5,452	6,081	6,831							114,637
	有料	7,143	5,478	6,355	6,988							99,842
6月	無料	4,568	3,756	6,737	5,649							87,306
	有料	4,220	3,292	6,440	5,372							73,240
7月	無料	6,220	6,997	9,060	7,457							130,581
	有料	5,970	6,594	8,708	6,964							109,006
8月	無料	12,352	14,241	14,794								278,442
	有料	10,756	12,327	13,356								187,559
9月	無料	5,889	6,090	7,776								110,673
	有料	5,498	5,612	7,674								96,368
10月	無料	5,050	5,053	6,089								109,216
	有料	3,924	4,170	4,340								69,595
11月	無料	5,008	5,438	4,823								90,301
	有料	3,356	3,953	4,068								58,516
12月	無料	3,589	3,663	3,423								46,186
	有料	2,814	3,250	3,417								38,929
1月	無料	3,983	4,679	4,107								58,846
	有料	4,201	5,023	4,226								57,956
2月	無料	3,610	5,179	4,805								67,523
	有料	3,435	4,869	4,910								58,423
3月	無料	5,819	6,578	6,416			i					92,419
	有料	4,759	6,012	5,841								76,590
計	無料	68,299	71,404	79,120	25,341							1,268,652
	有料	61,180	64,398	73,943	24,390							993,844
総数		129,479	135,802	153,063	49,731	0	0	0	0	0	0	2,262,496

2 入館者数の内訳(令和7年7月31日現在)

(単位：人)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
無料	71,397	40,749	37,243	38,741	33,120	39,456	40,678	47,847	47,476	41,528	39,052
高校生以下	46,649	34,947	32,894	34,639	29,008	34,925	36,001	42,140	42,973	37,407	34,429
高齢者	23,085	4,111	2,502	2,653	2,693	1,932	2,046	2,000	2,011	1,775	1,760
障害者等	1,663	1,691	1,847	1,449	1,419	1,234	2,122	2,562	1,940	1,931	2,006
その他						1,365	509	1,145	552	415	857
有料	37,578	31,154	27,153	27,732	27,756	29,423	30,197	36,065	35,595	31,865	28,350
一般	36,442	29,647	26,128	27,067	25,361	28,929	29,520	35,573	34,562	31,065	28,246
団体	1,136	1,507	1,025	665	2,395	494	677	492	1,033	800	104
総数	108,975	71,903	64,396	66,473	60,876	68,879	70,875	83,912	83,071	73,393	67,402

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R01年度	R02年度	R03年度
無料	41,010	47,540	49,955	47,527	46,911	41,843	53,342	61,486	64,455	41,194	41,142
高校生以下	36,954	41,698	42,130	38,598	40,514	37,146	46,211	53,656	55,456	32,380	5,301
高齢者	1,793	2,927	3,940	4,387	3,008	1,912	3,127	3,600	4,298	4,622	2,446
障害者等	1,666	2,338	3,385	4,130	2,946	2,337	3,142	3,620	4,250	1,947	3,049
その他	597	577	500	412	443	448	862	610	451	2,245	0
有料	32,835	33,457	31,553	30,962	32,698	32,891	42,192	49,599	53,517	38,641	48,720
一般	32,393	33,101	31,225	30,715	31,989	32,546	41,567	49,327	53,067	38,641	48,650
団体	442	356	328	247	709	345	625	272	450	0	70
総数	73,845	80,997	81,508	78,489	79,609	74,734	95,534	111,085	117,972	79,835	89,862

	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度							計
無料	68,299	71,404	79,120	25,341							1,151,495
高校生以下	59,584	61,190	68,121	21,682							652,649
高齢者	3,704	4,690	4,795	1,489							94,056
障害者等	4,427	5,208	5,814	2,170							44,628
その他	584	316	390	0							433,198
有料	61,180	64,398	73,943	24,310							989,920
一般	61,060	64,178	73,613	24,230							559,465
団体	120	220	330	80							974,548
総数	129,479	135,802	153,063	49,651							2,141,415

無料のうち「その他」は県民の日事業の一般の入館者数(H17から計上)

3 入館料収入の推移(令和7年7月31日現在)

(単位：円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
4月	一般	972,600	570,300	525,300	428,400	568,500	642,900	691,500	579,600	597,000	550,800
	団体	18,000	13,140	31,320	0	14,760	31,140	0	0	0	0
	小計	0	990,600	583,440	556,620	428,400	583,260	674,040	691,500	597,000	550,800
5月	一般	996,900	903,000	636,000	921,900	948,000	862,500	819,900	1,349,100	1,279,200	952,800
	団体	46,080	11,160	0	48,240	11,520	6,660	7,740	24,300	26,820	0
	小計	0	1,042,980	914,160	636,000	970,140	959,520	869,160	827,640	1,373,400	952,800
6月	一般	720,000	675,900	621,600	536,100	469,800	620,700	801,900	698,700	630,600	637,500
	団体	41,760	34,020	11,700	22,320	11,160	5,400	30,780	0	17,820	0
	小計	0	761,760	709,920	633,300	558,420	480,960	626,100	832,680	698,700	637,500
7月	一般	871,800	686,400	844,800	822,900	836,700	938,400	1,168,500	1,285,500	1,024,800	919,500
	団体	29,520	22,860	28,440	18,360	10,260	15,300	0	14,760	18,540	0
	小計	0	901,320	709,260	873,240	841,260	846,960	953,700	1,168,500	1,300,260	919,500
8月	一般	492,900	1,617,900	1,572,900	2,080,200	1,436,700	1,655,400	1,778,100	2,021,100	2,435,100	1,861,800
	団体	0	0	12,060	6,300	24,480	22,680	6,660	0	11,340	0
	小計	492,900	1,617,900	1,584,960	2,086,500	1,461,180	1,678,080	1,784,760	2,021,100	2,446,440	1,861,800
9月	一般	3,140,700	879,900	930,000	706,500	714,000	1,047,600	823,800	1,214,100	829,800	937,200
	団体	49,140	16,200	15,300	25,740	193,680	0	0	7,200	11,520	12,960
	小計	3,189,840	896,100	945,300	732,240	907,680	1,047,600	823,800	1,221,300	841,320	945,840
10月	一般	2,404,200	552,600	456,300	447,000	503,100	738,900	550,500	591,600	553,800	513,600
	団体	36,360	32,940	22,320	10,800	87,660	5,760	0	11,520	75,420	12,960
	小計	2,440,560	585,540	478,620	457,800	590,760	744,660	550,500	603,120	629,220	526,560
11月	一般	1,324,500	492,900	375,300	597,300	366,900	573,300	506,100	574,800	644,400	497,100
	団体	39,240	38,340	5,400	0	12,780	12,780	18,540	12,420	42,660	22,140
	小計	1,363,740	531,240	380,700	597,300	379,680	586,080	524,640	587,220	687,060	519,240
12月	一般	503,100	238,200	239,400	237,300	238,200	278,100	297,000	391,800	306,000	242,400
	団体	0	10,800	0	0	0	0	14,220	13,320	0	0
	小計	503,100	249,000	239,400	237,300	238,200	278,100	311,220	405,120	306,000	242,400
1月	一般	957,600	436,200	365,100	364,200	444,300	486,900	564,000	841,200	486,600	448,800
	団体	13,860	14,580	18,540	0	5,400	0	5,400	0	0	0
	小計	971,460	450,780	383,640	364,200	449,700	486,900	569,400	841,200	486,600	448,800
2月	一般	950,700	483,900	463,800	477,000	483,300	399,600	562,200	762,000	467,100	432,300
	団体	44,280	10,800	5,400	0	5,760	0	0	0	5,940	23,400
	小計	994,980	494,700	469,200	477,000	489,060	399,600	562,200	762,000	473,040	455,700
3月	一般	1,158,900	631,200	600,000	582,900	712,500	675,900	709,800	793,500	732,900	651,300
	団体	21,600	12,240	24,300	5,400	12,420	0	18,540	5,580	0	0
	小計	1,180,500	643,440	624,300	588,300	724,920	675,900	728,340	799,080	732,900	651,300
計	一般	10,932,600	8,894,100	7,838,400	8,120,100	7,608,300	8,678,700	8,856,000	10,671,900	10,368,600	9,319,500
	団体	204,480	271,260	184,500	119,700	431,100	88,920	121,860	88,560	185,940	144,000
	小計	11,137,080	9,165,360	8,022,900	8,239,800	8,039,400	8,767,620	8,977,860	10,760,460	10,554,540	9,463,500

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R01年度	R02年度	R03年度
4月	一般	630,900	812,100	728,700	627,440	822,120	664,640	956,970	1,058,030	1,340,440	142,400	1,127,680
	団体	13,860	0	22,680	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	644,760	812,100	751,380	627,440	822,120	664,640	956,970	1,058,030	1,340,440	142,400	1,127,680
5月	一般	1,199,700	1,020,300	839,400	832,040	1,134,600	955,110	1,261,080	1,340,750	1,887,590	0	1,760,960
	団体	33,840	27,900	0	0	38,950	25,460	31,350	27,360	6,460	0	0
	小計	1,233,540	1,048,200	839,400	832,040	1,173,550	980,570	1,292,430	1,368,110	1,894,050	0	1,760,960
6月	一般	756,300	708,300	603,300	804,140	643,560	624,960	836,380	1,138,010	1,297,660	1,131,200	1,119,680
	団体	0	11,520	0	0	43,700	0	7,600	0	12,540	0	0
	小計	756,300	719,820	603,300	804,140	687,260	624,960	843,980	1,138,010	1,310,200	1,131,200	1,119,680
7月	一般	1,201,200	1,166,100	1,010,400	1,023,000	1,004,400	1,067,020	1,465,680	1,746,230	1,671,830	1,482,240	2,148,800
	団体	0	0	12,240	0	0	22,990	0	5,700	0	0	0
	小計	1,201,200	1,166,100	1,022,640	1,023,000	1,004,400	1,090,010	1,465,680	1,751,930	1,671,830	1,482,240	2,148,800
8月	一般	2,118,900	2,205,900	2,118,900	2,191,700	2,106,760	1,874,260	2,810,770	3,288,170	3,420,850	2,025,920	2,204,800
	団体	0	5,940	7,200	30,590	22,230	5,700	72,390	12,350	34,960	0	0
	小計	2,118,900	2,211,840	2,126,100	2,222,290	2,128,990	1,879,960	2,883,160	3,300,520	3,455,810	2,025,920	2,204,800
9月	一般	809,100	990,900	823,200	766,940	954,180	925,040	988,280	1,395,930	1,516,520	1,752,640	0
	団体	5,400	12,060	8,640	9,690	0	0	7,410	0	0	0	0
	小計	814,500	1,002,960	831,840	776,630	954,180	925,040	995,690	1,395,930	1,516,520	1,752,640	0
10月	一般	538,500	473,100	559,800	512,430	581,250	696,880	902,720	917,600	1,086,400	1,114,240	1,669,760
	団体	5,400	0	0	0	0	11,400	0	0	9,120	0	0
	小計	543,900	473,100	559,800	512,430	581,250	708,280	902,720	917,600	1,095,520	1,114,240	1,669,760
11月	一般	453,900	452,400	471,600	594,890	571,950	556,140	671,150	681,070	885,120	1,023,360	1,273,600
	団体	21,060	0	0	0	20,330	0	0	0	22,420	0	0
	小計	474,960	452,400	471,600	594,890	592,280	556,140	671,150	681,070	907,540	1,023,360	1,273,600
12月	一般	306,600	312,300	370,200	349,680	379,440	480,810	441,750	650,070	744,640	630,080	1,040,320
	団体	0	0	8,280	6,650	0	0	0	0	0	0	0
	小計	306,600	312,300	378,480	356,330	379,440	480,810	441,750	650,070	744,640	630,080	1,040,320
1月	一般	444,000	523,200	496,200	491,040	538,160	637,360	794,530	890,630	1,083,520	767,680	1,033,920
	団体	0	0	0	0	0	0	0	6,270	0	0	0
	小計	444,000	523,200	496,200	491,040	538,160	637,360	794,530	896,900	1,083,520	767,680	1,033,920
2月	一般	407,100	529,500	512,400	590,550	519,870	610,390	836,380	796,390	986,240	1,028,800	912,000
	団体	0	0	0	0	9,500	0	0	0	0	0	13,300
	小計	407,100	529,500	512,400	590,550	529,370	610,390	836,380	796,390	986,240	1,028,800	925,300
3月	一般	851,700	736,200	833,400	737,800	660,300	996,650	920,080	1,388,490	701,440	1,266,560	1,276,480
	団体	0	6,660	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	851,700	742,860	833,400	737,800	660,300	996,650	920,080	1,388,490	701,440	1,266,560	1,276,480
計	一般	9,717,900	9,930,300	9,367,500	9,521,650	9,916,590	10,089,260	12,885,770	15,291,370	16,622,250	12,365,120	15,568,000
	団体	79,560	64,080	59,040	46,930	134,710	65,550	118,750	51,680	85,500	0	13,300
	小計	9,797,460	9,994,380	9,426,540	9,568,580	10,051,300	10,154,810	13,004,520	15,343,050	16,707,750	12,365,120	15,581,300

		R04年度	R05年度	R06年度	R07年度							計
4月	一般	1,633,280	1,221,760	1,474,560	1,621,120							20,989,040
	団体	0	0	0	0							144,900
	小計	1,633,280	1,221,760	1,474,560	1,621,120							21,133,940
5月	一般	2,285,760	1,738,560	2,024,000	2,210,560							30,159,710
	団体	0	8,550	5,700	15,200							403,290
	小計	2,285,760	1,747,110	2,029,700	2,225,760							30,563,000
6月	一般	1,350,400	1,053,440	2,050,880	1,719,040							22,250,050
	団体	0	0	5,890	0							256,210
	小計	1,350,400	1,053,440	2,056,770	1,719,040							22,506,260
7月	一般	1,910,400	2,110,080	2,786,560	2,228,480							33,421,720
	団体	0	0	0	0							198,970
	小計	1,910,400	2,110,080	2,786,560	2,228,480							33,620,690
8月	一般	3,441,920	3,924,800	4,273,920								57,024,870
	団体	0	11,780	0								300,340
	小計	3,441,920	3,936,580	4,273,920								57,325,210
9月	一般	1,720,960	1,774,400	2,416,000								28,869,490
	団体	22,800	12,730	23,560								442,670
	小計	1,743,760	1,787,130	2,439,560								29,312,160
10月	一般	1,255,680	1,334,400	1,378,560								20,931,420
	団体	0	0	6,080								333,500
	小計	1,255,680	1,334,400	1,384,640								21,264,920
11月	一般	1,073,920	1,230,400	1,275,200								17,576,200
	団体	0	20,520	15,770								304,400
	小計	1,073,920	1,250,920	1,290,970								17,880,600
12月	一般	900,480	1,040,000	1,093,440								12,005,310
	団体	0	0	0								53,270
	小計	900,480	1,040,000	1,093,440								12,058,580
1月	一般	1,344,320	1,607,360	1,352,320								17,838,040
	団体	0	0	0								64,050
	小計	1,344,320	1,607,360	1,352,320								17,902,090
2月	一般	1,099,200	1,558,080	1,561,600								17,877,400
	団体	0	0	5,700								124,080
	小計	1,099,200	1,558,080	1,567,300								18,001,480
3月	一般	1,522,880	1,923,840	1,869,120								23,486,140
	団体	0	0	0								106,740
	小計	1,522,880	1,923,840	1,869,120								23,592,880
計	一般	19,539,200	20,517,120	23,556,160	7,779,200							302,429,390
	団体	22,800	53,580	62,700	15,200							2,732,420
	小計	19,562,000	20,570,700	23,618,860	7,794,400							305,161,810

一般料金 (H12～25) 300円 (H26～) 310円 (H31.10～) 320円

団体料金 (H12～25) 180円 (H26～) 190円